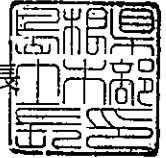


(一社) 島根県建設業協会 様

島根県土木部長
(河川課)



内水面漁業と河川工事等との調整の徹底について (依頼)

本県の土木建築行政の推進につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このことについては、設計図書に基づき関係漁業協同組合と調整をいただいているところですが、県発注の河川工事において、着工前に工事内容の確認を要するとされていた工事であるにも拘わらず、受注者が漁業協同組合に対して確認依頼の手続きをしないまま着工した事案が発生しました。

については、貴協会員に対して下記事項について周知徹底され、再発防止に万全を期していただきますようお願いいたします。

記

1. 発注設計図書の確認の徹底について

施工条件書において、漁業協同組合との調整の有無を確認してください。

2. 受注者の履行の徹底について

確認の結果、「調整あり」としている工事については、受注後、「島根県公共工事共通仕様書 特記事項 (平成26年度版)」の内、官公庁等への手続き等に係る仕様事項1～6を着実に履行してください。

○添付

「島根県公共工事共通仕様書 特記事項 (平成26年度版)」抜粋

【本依頼に関する問合せ先】

河川課 防災G 白鷺

0852-22-6674

抜粋

「島根県公共工事共通仕様書 特記事項 (平成26年度版)」

第1条 (適用)

この島根県公共工事共通仕様書特記事項は、島根県の実施する河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、公園工事、下水道工事、港湾工事、農業農村整備事業、治山事業、漁港・漁場整備事業の工事、その他これらに類する工事の施工に適用し、島根県公共工事共通仕様書に優先するものとする。

第2条 (追加仕様事項)

共通仕様書に対する追加仕様事項は下記のとおりとする。なお、この追加仕様事項による様式については、次の島根県ホームページ http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/shiyousho/index.data/lokkiijkouyousiki.doc からダウンロードすること。

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	原出し 適用	項	追加仕様事項
1	1	1	1-1-1	適用	3	契約書に添付されている図面、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、共通仕様書及び共通仕様書特記事項に優先する。
1	1	1	1-1-2	用語の定義	7 36	仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書及び共通仕様書特記事項と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。 同等以上の品質とは、共通仕様書特記事項若しくは特記仕様書で指定する品質又は共通仕様書特記事項若しくは特記仕様書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質又は、監督職員の承諾した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。
1	1	1	1-1-3	設計図書の照査等	2	「設計図書の照査」に関しては、工事内容に応じて次の項目について照査を行うものとする。 なお、「設計図書の照査」の範囲を超える内容については、「島根県公共工事請負契約約款」に係る設計・契約変更の手引き(案)11によるものとする。 (1) 施工上の基本条件 <ul style="list-style-type: none"> ・荷重、支持力、水位、仮締め切り等の条件 ・運搬路、迂回路、水路切廻し、ヤード確保の見直し ・工期を制約する現場条件の有無(用地取得状況、近接構造物、埋設物、支障物件など) ・環境対策の要否 (2) 関連機関との調整 <ul style="list-style-type: none"> ・河川、道路、鉄道、公安委員会、漁協等との調整状況 ・地元及び地権者との調整状況 ・保安林、埋蔵文化財等の調整状況 (3) 貸与資料 <ul style="list-style-type: none"> ・地質調査報告書、追加調査の必要性 ・地盤判定に必要な資料 ・測量成果(基準点、水準点、平面、縦断、横断、用地) (4) 地盤条件 <ul style="list-style-type: none"> ・追加調査の必要性 (5) 地形及び施工条件 <ul style="list-style-type: none"> ・用地境界 (6) 現地踏査 <ul style="list-style-type: none"> ・埋設物、支障物件、周辺施設との近接状況等の把握

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項目	追加仕様事項
1	1	1	1-1-35	官公庁等への手続等	追加	<p>内水面漁業協同組合と工事内容の確認等が必要な場合は下記による。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 受注者は、工事着手前に漁業組合長等と様式一3により工事内容の確認を行なわなければならない。 2. 受注者は、前項において説明・現地確認を求められたときには、速やかにこれに応じなければならない。 3. 受注者は、第1項又は第2項の確認をしたときには、組合長より回答書を得なければならない。 4. 受注者は、第1項又は第2項の確認がなされたときには、その旨監督職員に報告しなければならない。 5. 受注者は、第1項又は第2項の確認が不調に終わったときには、その旨監督職員に報告し、指示を受けなければならない。 6. 受注者は、工事が完了したときには、様式一4により工事了了届けを組合長に提出しなければならない。
1	1	1	1-1-37	工事測量	追加	<p>測量を行う場合は、切り口を広くし、かつ、平滑になるようにして作業の安全を確保すること。</p>
1	1	1	1-1-42	公共工事等における新技術活用促進	追-1	<p>1. 受注者は当該工事における、「しまね・ハツ・建設ブランド」対象技術の適用について検討を行うこと。 なお、「しまね・ハツ・建設ブランド」対象技術の情報は以下に掲載している。 http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/shimane_hatsu/hayami_hyo.html</p> <p>2. 検討の結果、「しまね・ハツ・建設ブランド」対象技術を使用することが有用と思われる場合は、監督職員と協議すること。 なお、「しまね・ハツ・建設ブランド」対象技術を使用した場合、工事成績評価の加点対象とする。</p>
					追-2	<p>「しまね・ハツ・建設ブランド」における「実証フィールド」工事対象技術を使用する場合は、「フィールド」工事報告書の施工者欄に検証項目に対する評価等を記入し、発注者へ提出すること。</p>
1	1	1	1-1-45	県内産資材の使用	追-1	<p>生コンクリート類、アスファルト混合物類、砕石類、コンクリート二次製品資材については適切な品質が確保できない場合を除き、県内産を使用するものとする。これ以外の資材についても原則として県内産を使用するものとする。</p>
					追-2	<p>県内で生産されていない資材を使用する場合は、原則として県内の取扱業者から購入した資材を使用するものとする。</p>
					追-3	<p>受注者は、「島根県公共工事共通仕様書」の参考様式「施工計画書」主要資材一覽表」に、使用資材全てについて製造会社（販売会社）の所在地等を記入のうえ施工計画書に添付しなければならない。また、やむを得ず県内産資材を使用できない場合は、その理由の詳細を書面（様式一1）で提出のうえ監督職員の確認を受けなければならない。</p>
1	1		追加	主任技術者		<p>受注者が施工中の主任技術者及び監理技術者を変更できるのは、病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合に限るものとする。</p>

様式—3

(工事内容確認 依頼
様式—4)

平成 年 月 日

川漁業協同組合
代表理事組合長 様

工事受注者
住 所
氏 名

河川工事等の施工について (依頼)

平成 年 月 日付 整第 号で協議されました工事について下記のとおり施工しますのでご確認いただきますようお願いいたします。なお、平成 年 月 日*までに回答いただきますようお願いいたします。

記

1. 河 川 名 級河川 水系
2. 工 事 名
3. 施工場所
4. 契約上の工期 平成 年 月 日から
 平成 年 月 日まで
5. 施工上の工期 平成 年 月 日から
 平成 年 月 日まで
6. 添付図書 (1) 位置図
 (2) 平面図
 (3) 工程表
 (4) 汚濁防止施設計画図
 (5) その他参考図

※概ね1週間程度とする。

様式—4
(工事完了 届け
様式—6)

平成 年 月 日

川漁業協同組合
代表理事組合長 様

工事受注者
住 所
氏 名

河川工事等の完了について（届け）

平成 年 月 日付整第 号で協議されました下記の工事について完了しましたので届け出ます。

記

1. 河 川 名 級河川 水系
2. 工 事 名
3. 施工場所